

所得税の確定申告・市県民税申告

・確定申告書はインターネットを利用して自宅で作成するのが便利です。

・市役所会場ははがきによる事前申し込み制です。

(申し込み状況によっては申告相談ができない場合もあります。)

市役所会場は仮収受箱の設置も含め、**2月29日(木)**までの開設（土・日曜日、祝日を除く）となります。

◎昭和税務署 ☎ 052-881-8171

◎税務課 ☎ 0561-73-4094 / F 0561-73-8024 / E zeimu@city.nisshin.lg.jp

10 人や国の不平等
をなくす



確定申告書の作成は インターネットを使って ご自宅で

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、自宅で申告書や青色申告決算書・収支内訳書の作成ができます。申告会場は大変混み合いますので、自宅での確定申告書の作成が便利です。

パソコンやスマートフォンで作成した申告書などのデータは、マイナンバーカードまたは税務署で発行したID・パスワードを使用することで、e-Tax（電子申告）で送信できます。また、印刷して郵送などにより提出することも可能です。

メリット

● 自宅にいながら手続きが完了します。

● 24時間いつでも提出が可能です。

● 添付書類が省略できます。

● 早く還付を受けることができます。
スマートフォンのカメラ機能で給与所得の源泉徴収票を撮影することで、金額などを自動で簡単に入力できます。

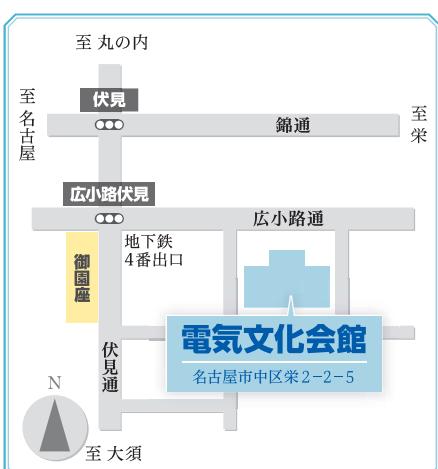
● 還付申告の場合は、確定申告期間前でも「確定申告書等作成コールナ」で作成し提出できます。還付申告とは、給与収入、年金収入などから源泉徴収された所得税の還付を受けるために確定申告書を提出する手続きをいいます。

税務署の申告会場の案内

▼会場 電気文化会館（名古屋市中区栄2-2-5・地下鉄伏見駅4番出

□から東へ徒歩約2分）

※駐車場がありませんので、公共交通機関をご利用ください。



行または当日会場で配付します。

その他

電気文化会館では、基本的にご自身のスマートフォンで申告いただけます。

2月16日(金)より前の昭和税務署での申告相談は、オンラインによる事前発行または当日配付する入場整理券が必要となります。

また、申告書は提出時

の納税地を所轄する税務署に提出してください。

住宅借入金等特別控除の 申告説明会

マイホームの新築、購入、増改築などをし、一定の要件に該当すると税額控除を受けることができます。控除を受けるには確定申告をする必要がありますが、給与所得者は控除を受ける最初の年に確定申告をすると、翌年以降は年末調整で控除が受けられます。

なお、令和5年分の確定申告で新たに住宅ローン控除の適用を受ける人を対象に住宅ローン控除説明会を開催します。確定申告期間中は、申告会場が大変混雑しますので、申告相談を希望する人は、ご検討ください。

会場への入場に当たっては、「入場整理券」が必要です。入場整理券は、会場での当日配付、またはLINEアプリを使ったオンラインによる事前発

入場には「入場整理券」が必要です。入場整理券は、昭和税務署では申告書の作成指導はせず、作成済みの申告書の提出しかできません。確定申告会場の申込方法



（国税庁 LINE
公式アカウント）

前発行の二つの方法で配付していくます。入場整理券の配付状況に応じて、後日の来場をお願いする場合がありますので、ご承知おきください。

▼会場 電気文化会館（名古屋市中区栄2-2-5・地下鉄伏見駅4番出口から東へ徒歩約2分）

※駐車場がありませんので、公共交通機関をご利用ください。

▼期間 2月13日㈫～15日㈬

▼時間 午前9時15分～午後5時

※受け付けは当日の入場整理券の配付終了まで

▼その他

控除を受けるための要件、必要書類について

では、次の掲載コード

から「令和5年分の住宅借入金等特別控除チェック表」をご確認いただき、税務署にお問い合わせください。

市役所での申告書の配布は2月1日から

申告書は2月1日から税務課で配布する予定です。ただし、電子申告

推進に伴い、税務署から提供される部数が限られています。できるだけ、インターネットでの作成か国税

ページからの印刷

をお願いします。



（国税庁
確定申告書等
作成コーナー）



（国税庁
様式集）



（チャットボット
でのご相談）



（動画で見る
確定申告）



（令和5年分住宅
借入金等特別
控除チェック表）

所得税の確定申告が必要な人

① 給与所得がある人

● 給与の年間収入金額が2千万円を超える人

● 給与を1ヵ所から受けていて、各種所得金額（給与所得、退職所得を除く）の合計額が20万円を超える人

● 給与を2ヵ所以上から受けていて、年末調整をされなかつた給与の収入金額と、各種所得金額（給与所得、退職所得を除く）との合計額が20万円を超える人

● 他にも該当する場合があります。

② 公的年金等を受給している人

● 公的年金等に係る雑所得の金額から所得控除を差し引いた結果、残額がある人（公的年金等に係る雑所得以外の所得金額がある人は③によります）

※ただし、公的年金等の収入金額が400万円以下で公的年金等に係る雑所得以外の各種の所得金額が20万円以下の場合、確定申告は不要です。

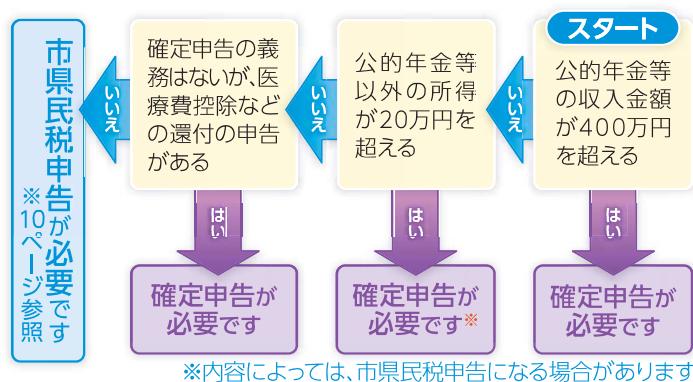
（注1）確定申告が不要な場合でも、所得税および復興特別所得税の還付を受けるためには、確定申告が必要です。

（注2）確定申告が不要な場合でも、市県民税の申告が必要な場合があります。

還付申告ができる人

事業（営業）所得や不動産所得などの各種の所得の合計額（譲渡所得や山林所得を含む）から所得控除を差し引き、その金額（課税される所得金額）に所得税の税率を乗じて計算した所得税額から配当控除額および年末調整により受けた住宅借入金等特別控除額の合計額を差し引いた結果、残額のある人などを売った人など

年金所得者の申告確認フローチャート



① 多額の医療費を支出したとき

（医療費控除の明細書の添付が必要）

※領収書の代わりに医療費控除の明細書の添付が必須です。医療保険者から交付を受けた医療費通知（健

康保険組合が発行する「医療費の明細の記入を簡略化できます。た

だし、11月分と12月

分の医療費については、医療費控除の明細書の作成をお願いします。



（医療費控除
明細書）

② 特定の寄附をしたとき

※確定申告をする場合や、6団体以上に寄附をした場合は、ふるさと納税のワンストップ特例が適用されません。確定申告時にワンストップ特例申請分について寄附金受領証明書などを添付して申告する必要があります。

③ 前記①②以外の人（事業や不動産の収入がある人、土地や建物などを売った人など）

※確定申告をする場合や、6団体以上に寄附をした場合は、ふるさと納税のワンストップ特例が適用されません。確定申告時にワンストップ特例申請分について寄附金受領証明書などを添付して申告する必要があります。

④ 年の途中で退職し、年末調整を受けていないため、源泉徴収税額が納め過ぎとなっているとき

※他にも還付申告に該当する場合があります。

※詳しくは税務署にご確認ください。

給与等から源泉徴収された税金や予定納税で納めた税金がある人で、

市役所会場の案内

※日進市在住の人が対象です。

※市役所会場の利用希望者は、はがきでの事前申し込みが必要です。

※市役所会場では、ご自身のスマートフォンでの申告を推奨します。

※①・②ともに次の申告は受け付けできません。

●土地、建物・株式などの譲渡所得や先物取引所得、贈与税、相続税の申告

●令和4年分以前の申告、納税者が死亡や出国した場合の申告

●雑損控除、外国税額控除、国外扶養親族控除の適用を受けた申告

●配当・一時所得のみで予定納税の無い人（住宅借入金等特別控除を申告する人を除く）

●会場 市役所4階第2・3会議室

●期間 2月16日(金)～2月29日(木)
(土・日曜日、祝日を除く)

●時間 午前の部・午後の部

② 税理士の無料相談

●対象 事業（営業）所得・不動産所得・農業所得がある人
▼会場 市役所4階第2・3会議室
▼期間 2月16日(金)～2月29日(木)
(土・日曜日、祝日を除く)
▼時間 午前9時30分～正午、午後1時～4時
※定員があり、申し込み状況によっては抽選となり、申告相談ができる

ない場合があります。
ただし、スマートフォンで申告する人を優先的に受け付けます。

申し込みはがきの記載方法

4700192 (住所記載不要)	【おもて面】	【うら面】
日進市役所 税務課行 □□□□□	●申告者の氏名(フリガナ) ●生年月日 ●日中に連絡の取れる電話番号 ●申込申告区分 〔「A申告」か「税理士の無料相談」のどちらか〕 ●スマートフォンでの申告を希望しますか。 (はい・いいえ・どちらでもよい) ●都合の悪い日 (3日程度まで)	

※往復はがきではありません。

はがきでの申し込み注意事項

- 申込期限 1月26日(金)(当日消印有効)
- 窓口に直接持参可
- 申込申告区分は、事業（営業）所得・不動産所得・農業所得のある人は控除を受けるための証明書（国民健康保険税（料）・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納付確認書、国民年金保険料・生命保険料・地震保険料等の控除証明書、医療費控除の明細書、寄附金受領証明書など）
- ②税理士の無料相談を選択し、それ以外の人は①A申告を選択してください。
- 申込者の氏名は確定申告書を提出する人の名前を記入してください。

申告対象者一人につき一枚のはがきでお申し込みください。

申告相談期間中で都合の悪い日（3日程度まで）を記入してください。

（※多くの相談者に対応するため、都合の良い日や時間指定などの対応はいたしません。）

申告相談をしたい日が決まっている人は、電気文化会館での申告相談をお申し込みください。（アページ参照）

申し込み内容を確認する場合がありますので、日中連絡の取れる電話番号を記載してください。

申し込み多数で抽選となつた場合は、市役所会場で申告相談できない場合があります。全ての申込者に結果をご連絡します。なお、抽選結果は2月1日(木)に発送します。2月8日(木)までに返信が届かない場合は、税務課へご連絡ください。

抽選結果送達後に、日時などを変更することはできません。

●申告者本人の金融機関の口座番号がわかるもの（還付を受ける人）

●申告者本人および被扶養者のマイナンバーカード

●転居をした人は、マイナンバーカードの住所変更手続きを来場前に済ませてください。

※スマートフォンでの申告には暗証番号（4桁）と署名用電子証明書のパスワード（6～16桁）を用意してください。暗証番号が不明な人は市役所市民課へ手続き方法をご確認ください。

申告書の提出のための「仮収受箱」の設置も2月16日(金)から29日(木)までです。それ以降は市役所では対応できませんので、昭和税務署の投函箱に提出するか、郵送で提出してください。

してください。医療費の領収書では受け付けできません。

※医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。

税務署から提出を求められたときは、提示または提出しなければなりません。



（医療費控除明細書）

確定申告書提出のための仮収受箱の設置について

申告書の提出のための「仮収受箱」の設置も2月16日(金)から29日(木)までです。それ以降は市役所では対応できませんので、昭和税務署の投函箱に提出するか、郵送で提出してください。

各種控除の案内

国民健康保険税(料)、後期高齢者
医療保険料、介護保険料納付確認書
〔保険年金課・介護福祉課〕

1月下旬に各保険税(料)の納付
確認書(令和5年中に納めた金額の
お知らせ)を郵送します。社会保険
料控除の申告にご利用ください。

※介護保険料は、普通徴収(納付書
または口座振替)があつた人のみ
郵送します。特別徴収(年金から
の天引き)のみの人は、年金保険
者からの源泉徴収票などでご確認
ください。

国民年金保険料〔日本年金機構〕

令和5年中に国民年金保険料を納
付した人の控除証明書は、日本年金
機構から送付されます。(「ねんきん
ネット」において事前に電子送付希望
の登録をした人およびマイナボーナル
と「ねんきんネット」の連携手続きを
している人は、マイナボーナルの「お
知らせ」に電子送付されます。)再発
行などのお問い合わせは、ねんきん加
入者ダイヤル(☎0570-003-
004)もしくは、昭和年金事務所
(☎052-853-1463)まで。

おむつ使用確認書〔介護福祉課〕

要支援・要介護認定を受け、おむ
つ代の医療費控除の適用が2年目以
降の人には、医師が発行する「おむ

つ使用証明書」の代わりとなる「お
むつ使用確認書(要介護認定に係る
主治医意見書の内容を確認した書
類)」を交付します。

※主治医意見書の内容によっては認
められない場合があります。その
場合は医師が発行する「おむつ使
用証明書」が必要です。

障害者控除

▼対象 身体障害者手帳、療育手帳、
精神障害者保健福祉手帳をお持ちの
人、またはその扶養者

障害者控除対象者認定書 〔介護福祉課〕

令和5年12月31日時点で、新たに

介護認定の要支援2または要介護
1～5の認定を受け、かつ、主治医
意見書により、身体障害者または

知的障害に準ずると認定された65歳
以上の人には、1月下旬ごろに「障
害者控除対象者認定書」を郵送します。
身体障害者手帳などの交付を受け
ている人は、「障害者控除」で控除を
受けることができます。

※交付された認定書は、控除事由の
存続期間中は継続して使用できる
ため、昨年と変更の無い人には郵
送しません。再交付が必要な人は、
申請書を提出してください。

※国民健康保険や後期高齢者医療保
険、介護保険に加入している人は、
収入が遺族年金などの非課税所得
のみや無収入であっても、申告が
必要な場合があります。

被相続人居住用家屋等確認書 〔都市計画課〕

被相続人の居住用財産(空家)に
係る譲渡所得の特別控除の特例を受
ける場合には、都市計画課で発行す
る被相続人居住用家屋等確認書が必
要となります。詳しくは1ページを
ご確認ください。

※この確認書に伴う確定申告は、
日進市の会場では受け付けできま
せん。

申告書の提出先に ご注意ください

確定申告書の提出先

昭和税務署 ☎467-8510
名古屋市瑞穂区瑞穂町

字西藤塚1番地の4

市県民税申告書の提出先

日進市役所 税務課
〒470-0192(住所不要)

市県民税の申告

令和6年1月1日現在で日進市に
居住している人が対象です。1月2

日以降に本市に居住した人は、従前
の市町村にお問い合わせください。
また、公的年金等の収入が400万
円を超えないため確定申告が不要な
人でも、各種所得控除のある人は申
告が必要です。

※国民健康保険や後期高齢者医療保
険、介護保険に加入している人は、
収入が遺族年金などの非課税所得
のみや無収入であっても、申告が
必要な場合があります。

市県民税申告書の提出は郵送

市県民税申告書の提出は郵送でお
願いします。氏名欄や連絡先の記入
漏れなどがないかをご確認の上、税
務課(〒470-0192住所不要)
に郵送してください。なお、受付印
を押印した控えを希望する人は、返
信用封筒も同封してください。

※2月16日(金)から29日(木)までは所得
税の確定申告の受け付けをしてい
るため、市県民税申告の相談など
のための来庁は可能な限り避けて
いただきますようお願いします。

- ① 確定申告をした人
- ② 所得が給与または公的年金のみ
で、勤務先などから日進市に給与
支払報告書・公的年金等支払報告
書が提出されている人
- ③ 同一世帯内の親族の配偶者または
扶養親族の適用を受けている人

令和6年度(令和5年分)から適用される主な改正事項

令和6年度の市県民税(令和5年分所得)から上場株式等の配当・譲渡所得等の課税方式が統一されます

上場株式等に係る配当所得等や譲渡所得等については、所得税と市県民税において異なる課税方式の選択が可能とされましたが、金融所得課税は所得税と市県民税が一体として設計されてきましたが、公平性の観点から、令和6年度課税からは課税方式を所得税と一致させることになります。

例えば、所得税は確定申告を行い、市県民税は申告しないという選択ができなくなります。

また、このことにより、扶養控除や配偶者控除などの適用、市県民税の非課税判定、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料、介護保険料などの算定、各種行政サービスなどに影響を及ぼす場合がありますので、ご注意ください。

国外居住親族に係る扶養控除等の見直し

令和6年度の市県民税から、年齢が30歳以上70歳未満の国外居住親族は、以下のいずれかに該当する場合に扶養控除の対象となります。

● 留学により非居住者になった人

● 障害者

- 扶養控除等を申告する納税義務者なら、その年における生活費または教育費に充てるための支払を38万円以上受けている人

国外居住親族について、扶養控除等(扶養控除、配偶者控除、配偶者特別控除または障害者控除)の適用を受けた場合には、対象に応じてその親族にかかる必要書類をすべて提出または提示する必要があります。

森林環境税の課税が始まります

国税である森林環境税は、令和6年度から市県民税と併せて、一人年額千円が個人に課税されます(森林環境税のみ課税される場合あり)。その税収の全額が森林環境譲与税として国から県・市町村へ譲与され、森林整備や木材利用促進などに活用されます。なお、令和6年度森林環境税は、令和5年中の所得に基づいて課税されます。

※ 東日本大震災の教訓を踏まえた緊急防災・減災事業を推進するため、平成26年度から市県民税均等割に千円が加算されていましたが、令和5年までで終了しました。

森林環境譲与税は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づき、市町村においては間伐などの「森林の整備に関する施策」と人材育成・

担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発などの「森林の整備の促進に関する施策」に充てる」ととされています。

被相続人居住用家屋等確認書の交付

○都市計画課

☎ 0561・73・4139
✉ 0561・73・1821
✉ oshikeikaku@ty.nisshin.jp

「空家の発生を抑制するための特例措置」として、相続日から起算して3年を経過する日の属する年の12月31日までに、被相続人の居住の用に供していた家屋を相続した相続人が、当該家屋または取り壊し後の土地を譲渡した場合には、当該家屋または土地の譲渡所得から3000万円(令和6年1月1日以降の譲渡については相続人が3人以上の場合は2000万円)を特別控除する制度があります。この制度を受けるために必要な「被相続人居住用家屋等確認書」は都市計画課で交付しています。申請方法や添付書類などの詳細については、都市計画課にご確認ください。

成26年度から市県民税均等割に千円が加算されていましたが、令和5年までで終了しました。

▼ 交付に必要な書類
被相続人居住用家屋等確認申請書2通、その他資料一式

▼ 交付手数料 1申請につき300円
▼ その他 確認書の交付は申請内容の確認を行うため、即時交付できません。確定申告期間中は多くの申請が予想されます。お早めに申請してください。

また、市役所の確定申告会場では譲渡所得の申告は受け付けできません。7ページで案内している税務署申告会場をご利用ください。

空家を適切に管理するには所有者等の責務です

空家問題の基本的な対策は、管理放置の空家を発生させないことが重要です。しかし、所有者などの入院、死亡などにより家族や相続人が空家の管理に困り、管理不全状態となつた結果、周辺の生活環境に悪影響を及ぼしてしまうケースがあります。空家の管理は所有者の責務です。空家の発生を抑制するためには、次の点の確認をおすすめします。

● 次の所有者を決めておきましょう

空家が発生・放置される要因の一つに、相続手続きが適切に行われず、相続人の管理者意識が乏しくなることがあります。その結果、空家が長期間放置され、老朽化が進み、近隣に悪影響を及ぼすことにつながります。適切な財産管理のためにも、現所有者は、事前に次の所有者を決めておきましょう。

● 空家を有効に活用しましょう

利用予定がない空家を取得した場合には、「日進市空家バンク制度」を利用するなど、賃貸や売却といった利活用を考えましょう。

また、市では毎月第3木曜日に不動産無料相談を開催しています。詳細は、20ページ「無料相談窓口」をご参照ください。